

平成 2 8 年度
第 7 回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成 2 8 年 1 0 月 1 1 日開会

高松市農業委員会

平成28年度第7回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成28年10月11日（火）午後2時30分開会

開催場所 高松市役所第114会議室

出席委員 17人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 19番 藤原 正雄
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 3人

- 3番 田井 天久
- 8番 小山 智
- 16番 原田 和幸

農業委員会事務局等出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 川西 好春
- 農政課長補佐
- 兼農政管理係長 大井 昌和
- 農地係長 多田 利浩
- 副主 幹 中野 清作
- 主 査 森 亮介
- 主任主事 稲井 稔
- 主任主事 寺井 康弘
- 主任技師 稲積 直子
- 農林水産課主査 寺川 康裕

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画
変更申請について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 非農地証明願について

議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第11号 農用地利用集積計画の決定について

議案第12号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

議案第13号 高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見に
ついて

報 告 1 平成29年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善
意見について

報 告 2 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(農地部会長) ただ今から平成28年度第7回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は20人中17人で、部会は成立しております。欠席委員は、田井委員、小山委員、原田委員の3名です。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は5番三笠委員、7番妻鹿委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃貸人が別の農家へ譲り渡すため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権2番のとおりです。

2番は、賃貸人が一部を転用し、残りを自ら耕作するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請14番のとおりです。

3番は、賃貸人が自ら耕作するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は貸付地の一部無償譲渡です。譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権6番のとおりです。

4番も、賃貸人が自ら耕作するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

5番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りませんが、賃貸人は経営移譲年金を受給しており、自作地ができると年金が支給停止になることから、再度、後継者に貸し付ける農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借9番が申請されています。

6番も、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

7番は、賃貸人が自ら耕作するため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

8番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約

したもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

2 ページをお開きください。

1 番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請4番・5番のとおりです。

2 番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

3 番は、貸人が別の農家へ譲り渡すため返還を受けたものです。譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権7番のとおりです。

4 番は、貸人が農地所有適格法人に貸し付けるため返還を受けたものです。

5 番は、貸人が別の農家へ譲り渡すため返還を受けたものです。譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権4番のとおりです。

6 番は、貸人が農地法による貸借を農業経営基盤強化促進法による契約に切り替えるため返還を受けたものです。

7 番は、貸人が別の農家へ貸し付けるため返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について8件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について7件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は、通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書3ページをお開きください。

1 番は、平成26年3月26日付けで1,237平方メートルの露天貸駐車場用地として転用許可を得ていましたが、転用地の一部、237平方メートルを農地として利用するため許可の一部取消願があったものです。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。—— 御発言が無いようでありますので、議案第2号については受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書4ページをお開きください。

1番は、物置・車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和56年に一部建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和54年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が243.39平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、2階建1棟の賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

5番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

6番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、納屋を建築するため宅地を拡張するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成8年に一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が450.29平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請賃借権3番に関連しています。

7番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを200枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自宅に近く、維持管理が容易であるため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成28年2月1日に受付けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

5ページを御覧ください。

9番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地が手狭になったため拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による可申請所有権6番に関連しています。

10番は、農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地が手狭になったため拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和50年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が842.45平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、2階建3棟の賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線及び県道高松・志度線に近接し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域で入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権9番・10番に関連しています。

12番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者自らが居住するための住宅を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和41年1月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が84.13平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借4の1・4の2に関連しています。

13番は、露天貸駐車場・倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、露天貸駐車場については、県道太田上町・志度線に近接し交通の利便性が良く、近隣の会社から借入れ申込みがあったもの、倉庫については、資材の収納場所不足により建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成4年ごろに建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が980平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

14番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知2番に関連しています。

15番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成10年3月ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が678.43平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

16番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理

由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅が手狭になったため拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和55年ごろに一部建築済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が420.71平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

18番は、亡父が学習塾として自宅に隣接して建築し利用していたものを、新たな塾経営者に貸し付ける計画をしていたところ、相続手続時に無断転用であることが判明したため貸学習塾・倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、高松市道に面し交通の利便性が良く利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和58年に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が42.96平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について18件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による転用許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書6ページをお開きください。

1番は、平成13年7月26日付けで分家住宅用地として転用許可を受けていましたが、転用計画の廃止により許可の取消願があったものです。

2番は、平成28年7月19日付けで3区画の宅地分譲用地として転用許可を受けていましたが、土地売買契約の解除に伴う転用計画の廃止により許可の取消願があったものです。

3番も、平成28年7月19日付けで露天貸駐車場用地として転用許可を受けていましたが、土地売買契約の解除に伴う転用計画の廃止により許可の取消願があったものです。

4番は、平成28年7月29日付けで露天駐車場用地として転用許可を受けていましたが、転用計画の廃止により許可の取消願があったものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については承認することに御異議ありますか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

本件は、昭和61年3月27日付けで非農家の自己住宅用地として転用許可を受けていましたが、学校区等生活環境の都合から、現住所地に自己住宅を建築したため申請地は手つかずの状態であったものです。この度、申請地を近隣の承継者が農地として利用したい旨の要望があり、承継を伴う事業計画変更申請するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権9番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号については承認することに御異議ありますか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。現地調査委員を代表して横井委員から説明をお願いいたします。

横井委員 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

今回の特別現地調査委員は、高砂農地部会長を始め三笠委員、妻鹿委員と、私横井の4名で現地調査を実施しました。

なお、所有権 2 番、3 番、5 番及び賃借権 1 番は香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

それでは、別紙の 5 条特別議案書所有権の 1 ページを御覧ください。

1 番の申請地は、香川県立聾学校東 200 メートルに在り、16 区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が 127.82 平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2 番の申請地は、高松市道を挟み、高松市立仏生山公園の南側に在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道岩崎・高松線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅団地により宅地化が進み大規模公園にも近接し住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地介在田が 37 平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3 番の申請地は、高松大学南 1 キロメートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に近く交通の利便性が良く、県道沿線には商業施設も整い、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、進入路として利用する同業者の開発道路の利用及び給水管の接続同意もあり転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4 番の申請地は、高松市立古高松南小学校西 300 メートルに在り、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に近く交通の利便性が良く、県道沿線には商業施設も整い、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であり入居需要が見込ま

れることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。進入路として利用同意を得ている他社の開発道路となる併用宅地介在田が385.99平方メートルあります。一般議案の農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権10番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5番の申請地は、高松市三谷出張所西100メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線沿いで、主要地方道中徳・三谷・高松線にも近く交通の利便性が良く、県道沿線には商業施設も整い、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3ページの賃借権を御覧ください。

1番の申請地は、香川県立高松桜井高校北東500メートルに在り、貸水泳場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線沿いで、レインボー通りにも近く交通の利便性が良く、県道をはさんで西側一体は都市計画用途地域で宅地化が進み、近くに同様の施設が無く潜在的な利用需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、利用法人からの借入申込書も添付され転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、公共下水道を利用するなど被害防除措置も適切であると考えます。駐車場の雨水放流管理設で、一般議案の農地法第4条の規定による許可申請6番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立多肥小学校南100メートルに在り、児童増加により既存の運動場に仮設校舎棟を増築することになり、その代替仮設運動場用地として平成31年10月14日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は小学校から徒歩数分の距離に位置し、児童の移動の利便性・安全性から見ても問題なく利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、利用期間終了後の農地復元の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権5件、賃借権2件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局による説明を求めます。

森主査 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

まず、所有権の案件です。議案書8ページをお開きください。

1番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が223.47平方メートル有ります。

2番は、寺院の庫裏用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、長女家族のための貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から50メートルと近く、周辺は学校、病院、電車の駅等公共施設が整備された住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、非農家の宅地拡張及び進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の拡張及び進入路であり、他

の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和50年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が509.80平方メートル有ります。農地法第4条第1項の規定による許可申請9番に関連しています。併せて無断転用の解消を図るものです。

9ページをお開きください。

9番は、4条転用で同時申請している賃貸共同住宅の一体事業用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に近く、周辺は病院・大型量販店が整い宅地化が進んだ住環境の良い地域で入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用地として、転用許可を受けている宅地介在田が385.99平方メートル有ります。農地法第4条第1項の規定による許可申請11番及び同法第5条第1項の規定による許可申請所有権10番に関連しています。

10番は、8番、9番及び4条で同時申請している共同住宅への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項の規定による許可申請11番及び同法第5条第1項の規定による許可申請所有権8番及び9番に関連しています。

11番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現在住んでいる住宅に近接し老後の面倒も見てもらいやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10ページをお開きください。

13番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は枝番号1、2としていますが、分譲住宅及び道路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、JR鬼無駅に近く、周辺は学校、病院、コミュニティーセンター等公共施設が整備された住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番の転用者は、布製品の染色加工・販売業をしておりますが、来客が増加し駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み事業所に隣接し、出入りが容易で管理し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、100メートル以内に小・中学校、病院、コミュニティーセンター等公共施設が整備された住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が4.79平方メートル有ります。

17番は、申請地周辺の住民からの要望で、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、小・中学校、病院、コミュニティーセンター等公共施設から近く住宅密集地で、周辺の住宅敷地は狭小で駐車場を必要としていることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が237.65平方メートル有ります。

18番の転用者は、運送業を営んでおり、事業拡大に伴い駐車場用地が必要となったことから、露天駐車場及び運転手用事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係

者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が350.49平方メートル有ります。

19番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家及び職場に近く、共稼ぎで子供の面倒を見てもらえることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成10年7月に造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

11ページをお開きください。

1番は、転用者が高松市で高松第一高等学校のプール解体工事に伴い、周辺に仮囲い用フェンスを設置する必要から工事期間中のフェンス設置用地として、平成28年11月1日から29年3月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番の転用者は、土木建築業を営んでおり、業務拡大に伴い駐車場が不足することから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

5番の転用者は、不動産業を営んでおり、貸事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番の転用者は、土木工事業を営んでおり、香川県と請負契約をした国道193号線の交通安全施設工事に伴う露天資材・車両置場用地として、平成28年9月1日から29年2月8日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、工事現場に隣接して一時転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成28年9月1日から事業を行っており、無断転用となっていますが、資金計画も妥当であり、一時転用後の農地復元も確実と認められ、隣接農地関係者

との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

12ページをお開きください。

1番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農業の手伝いができ、将来は両親の面倒を見易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、将来は両親の面倒を見易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接して農作業の手伝いがし易く、集落に接続して設置されるもので第1種農地の不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、土地改良事業の縁辺部にあり、両親の宅地を介して県道高松・志度線に接し、集団的に存する農地を蚕食、分断することなく、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は枝番号1、2になっていますが、父所有の農地及び亡祖父所有の農地を相続人である父から借り受けて分家住宅及び水路・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農作業の手伝いがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が95.32平方メートル有ります。農地法第4条第1項の規定による許可申請12番に関連しています。

5番は、母及び伯父・叔母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理

由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番も、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し農作業の手伝いがし易く、学校も近く子供の面倒を見てもらえることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権14件、賃借権4件、使用貸借7件、計25件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申し上げます。

議案書13ページをお開きください。

1番は、譲受人が障がい者の就労支援に供するため譲り受けるもので、取得後は花卉を栽培するものです。

申請内容から、譲受人は障がい者福祉事業を行う社会福祉法人であり、その業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることから、農地法第3条第2項ただし書及び同法施行令第2条第1項第1号ハの不許可の例外に該当し、審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件の例外扱いとなります。

2番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培する

ものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

なお、3番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

3番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

4番は、譲受人が障がい者の就労支援に供するため譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。

申請内容から、譲受人は障がい者福祉事業を行う営利を目的としない特定非営利活動法人であり、その業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることから、農地法第3条第2項ただし書及び同法施行令第2条第1項第1号ハの不許可の例外に該当し、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件の例外扱いとなります。使用貸借に係る農地返還通知5番に関連しています。

5番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

6番は、離作補償として小作人へ無償で譲り渡すもので、取得後は水稻を作付するものです。農地法第18条第6項の規定による通知3番に関連しています。

7番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

8番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は花卉を栽培するものです。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借7番が同時に提出されており、要件を満たします。

9番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借8番、同法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番が同時に提出されており、要件を満たします。

10番も、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申し上げます。

議案書14ページをお開きください。

1番は、経営移譲年金受給のため、農業後継者へ15年間の使用貸借による権利を再設定するもので、引き続き水稻を作付けするものです。

2番と3番は、農業後継者の子が両親から5年間借り受けて水稻を作付けするものです。

4番も、農業後継者の子が親から10年間借り受けて水稻を作付けするものです。

議案書15ページをお開きください。

5番は、経営移譲年金受給のため、農業後継者へ10年間の使用貸借による権利を再設定するもので、引き続き水稻・野菜・果樹を栽培するものです。

6番も、経営移譲年金受給のため、残存小作地を農業後継者へ転貸するもので、引き続き水稻・野菜を栽培するものです。

7番は、新規営農を希望する借人が、3年間借り受けて花卉を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権8番に関連しています。

8番は、経営規模の拡大を希望する借人が、5年間借り受けて野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権9番に関連しています。

9番は、経営移譲年金受給のため、農業後継者へ経営移譲を行っている貸人が、残存小作地を合意解約したことに伴い自作地になったため、後継者へ19年6ヶ月間の使用貸借による権利を設定し、水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知5番に関連しています。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転10件、使用貸借9件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます

稲井主任主事 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書16ページをお開きください。

1番は、戦前から道路として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当するものです。

2番は、昭和60年から31年以上にわたり、3番は、昭和50年から41年以上にわたり、4番は、平成2年から26年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申し上げます。

議案書17ページをお開きください。

現地調査を実施した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

なお、1筆が土地登記簿上では山林となっておりますが、固定資産税の課税地目も田であり、現地は他の申請農地と同じように耕作しており対象地として申請されたものです。

以上、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 議案第11号 農用地利用集積計画の決定について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

平成28年10月6日付けで高松市長から農用地利用集積計画を定めるに当たり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求められております。

2枚目の裏面を御覧ください。

平成28年10月31日公告予定で8月から9月までにかけて、第1地区から第7地区で開催しました農業相談会において申出がありました利用権の設定筆数等を集計表にしたものです。

なお、表では件数となっておりますが筆数でございまして合計は930筆、面積は937,180.85平方メートル、件数は338件です。

委員の皆様には、お忙しい中、また、お暑い中、利用権設定について活動いただきありがとうございました。

3枚目の表面と裏面はその内訳となっており、表面が通常の利用権設定、裏面は農地中間管理事業を集計したものです。

表面の通常の利用権設定につきましては、合計筆数が612筆、合計面積が616,994.95平方メートル、件数は242件となっております。

裏面の農地中間管理事業につきましては、合計筆数が318筆、合計面積が320,185.90平方メートル、件数は96件となっており、今回の農地集積面積の約3割を占めております。

次の1ページから66ページまでは、利用権を設定した農地を筆ごとに記載した各筆明細となっております。

1ページの1,100番から45ページの1,749番までが通常の利用権設定で、45ページの1800番から66ページの1897番までが公益財団法人香川県農地機構の農地中間管理事業を活用した貸借です。

以上の計画内容は、高松市農業経営基盤強化促進基本構想の規定による全部効率利用要件や農作業常時従事要件等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上、議案第11号 農用地利用集積計画の決定について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。—— 御発言が無いようでありますので、議案第11号については、原案のとおり決定することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号については原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第12号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 議案第12号 農業経営改善計画の認定に係る意見について御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

平成28年9月27日付けで高松市長から農業経営改善計画の認定について農業委員会の意見を求められているものです。内容につきましては、農林水産課担当職員から御説明申し上げます。

寺川農林水産課主査 議案第12号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営改善計画の認定及び変更について、平成28年9月26日に開催された高松市地域農業再生協議会において審査の結果、承認されましたの

で、高松市農業経営改善計画認定要綱第5条第4項及び第6項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めるものです。

資料を1枚めくっていただき、農業経営改善計画認定申請者一覧を御覧になっていただきます。申請は、再認定が42件、新規認定が3件、変更が3件でございます。

また、終期を迎えた農業経営改善計画のうち再認定を受けなかった農業者が9人います。続きまして、個別の農業経営改善計画認定申請の概要を御説明いたします。

1枚めくっていただき、1ページを御覧ください。

まず、1番は、経営類型が施設花き経営で、家族経営協定に基づく共同申請で洋ランの高付加価値販売に取り組んでいます。

2番は、施設イチゴとブルーベリーの経営で、施設イチゴの収量安定化とブルーベリーの品質向上と作付け拡大に取り組んでいます。

3番は、盆栽の経営で、海外を含めた消費者ニーズに対応して、松柏類の付加価値化に取り組むとともに、農業経営の法人化及び雇用労働力の強化等に取り組んでいます。

2ページを御覧ください。

4番は、松柏盆栽と雑木盆栽経営で、雑木盆栽の生産拡大や需要に応じた樹形づくりによる松柏盆栽の高付加価値化等に取り組んでいます。

5番は、施設イチゴと果樹類の経営で、施設イチゴの品種構成の改善や良質苗生産に取り組み収量の向上と安定化に取り組んでいます。

6番は、果樹類の経営で、優良品種への改植を行い、収穫・品質の向上を図るとともに、農地集積・規模拡大及び農作業の効率化等に取り組んでいます。

7番も、果樹類の経営で、優良系統への改植更新により、所得向上及び経営の安定を図るとともに、臨時雇用の増員により労働時間を削減し計画的な農業従事に取り組んでいます。

8番も、果樹類の経営で、優良品種等の成木化に伴う収量の増大に取り組んでいます。

9番も、果樹類の経営で、農業委員会を通じて農地の借り入れ、規模拡大を行うとともに優良品種への改植等に取り組んでいます。

4ページをお開きください。

10番も、果樹類の経営で、新品種の導入により販売単価の向上や施設栽培面積の拡大による安定生産に取り組んでいます。

11番は、施設果樹の経営で、中晩柑の改植による品質・収穫の向上、高付加価値生産のための栽培管理に取り組んでいます。

12番は、果樹類の経営で、優良品種系統への改植を行い高品質なミカン生産に取り組んでいます。

5ページをお開きください。

13番は、施設イチゴ・水稻・果樹の経営で、臨時雇用の活用及び作業体系の見直し等による作業の効率化を図り、果樹部門の経営改善と所得の増大に取り組んでいます。

14番は、施設イチゴと水稻の経営で、育苗ハウスの導入等によりコスト低減を図るとともに、有利な販売先を開拓するよう取り組んでいます。

15番は、米麦と施設イチゴの経営で、条件の良い農地を農業委員会等から斡旋してもらい麦の面積拡大を図るとともに、農舎の新設や大型トラクターの導入により作業の効率化に取り組んでいます。

6 ページをお開きください。

16番は、花木と施設花きの経営で、草花栽培の規模拡大と新品種の導入、機械化による作業の効率化に取り組んでいます。

17番は、施設花きの経営で、現在の家族経営規模を維持しつつ、オリジナル品種の開発や園芸教室の開催に取り組んでいます。

18番は、果樹類の経営で、アグリサポートを活用し集中的に作業を行うことにより労働時間の短縮に取り組んでいます。

7 ページをお開きください。

19番は、露地野菜の経営で、先進農家への視察等を積極的に行い、より効率的な肥培管理を取り入れることに取り組んでいます。

20番は、施設イチゴ、露地野菜、水稻及び農産物の加工の経営で、イチゴの優良品種導入やネギの収量増大を図るとともに、農産物の加工部門を強化することに取り組んでいます。

21番は、果樹類の経営で、優良品種への更新等を継続して行うことに取り組んでいます。

8 ページをお開きください。

22番は、米麦及びブロッコリーの経営で、農業委員会や農地中間機構を通じて条件の良い農地を集積して経営規模の拡大を図ることに取り組んでいます。

23番は、ブドウ・米麦・野菜の経営で、施設ブドウの高品質・安定生産に努めるとともに、新規に導入したアスパラガスの収量及び品質の向上に取り組んでいます。

24番は、素牛生産・肥育経営を行っており、肥育素牛生産とオリーブ牛を中心とした肥育頭数の増大を図ることに取り組んでいます。

9 ページをお開きください。

25番は、果樹類の経営で、キウイフルーツの棚の更新により品質・収量の安定化を図るとともに、柿の差別化販売に取り組んでいます。

26番は、水稻、果樹、露地野菜、花き及び作業受託の経営で、近隣の兼業農家の作業受託の要請に対応するとともに、利用権設定により経営規模の拡大を図ることに取り組んでいます。

27番は、肉用牛、露地野菜及び飼料作物の経営で、農地の集積・集約化により飼料作物を増やし飼料自給率を高めるよう取り組んでいます。

10ページをお開きください。

28番は、水稻、施設、露地野菜及び作業受託の経営で、集落営農組織の設立を視野に入

れ、特定農作業受託等による水稻の規模拡大と共同利用機械の導入による農作業の効率化、省力化を図り露地野菜の栽培ができるよう取り組んでいきます。

29番は、施設、露地野菜及び水稻の経営で、軟弱野菜を中心にカリフラワー・水稻を組み合わせた農業経営を引き続き実践するよう取り組んでいきます。

30番は、酪農及び水稻の経営で、酪農及び水稻の複合経営における家族経営の適正規模を維持しつつ飼養管理の改善等に取り組んでいきます。

11ページをお開きください。

31番は、水稻・露地野菜の経営で、近隣の農地を利用権設定等により経営規模を拡大し、作付面積を拡大することに取り組んでいきます。

32番は、麦類作、稲作及び作業受託の経営で、利用権設定による農地集積を進め、効率的な土地利用型農業の経営に取り組んでいきます。

33番は、水稻・麦栽培の経営で、借地による経営規模を拡大し大型農機具による作業の効率化を図るとともに、資本の充実を図り経営の合理化に取り組んでいきます。

12ページをお開きください。

34番は、米麦及び作業受託の経営で、JA組織から独立して経営を行い、作業受託により経営規模の拡大に取り組んでいきます。

35番も、水稻・麦及び作業受託の経営で、利用権設定等により経営規模を拡大し、新規加入の推進活動をして構成員の確保に取り組んでいきます。

36番も、水稻・麦及び作業受託の経営で、作業受託により経営規模の拡大、コスト削減と農作業の効率化による規模拡大に取り組んでいきます。

13ページをお開きください。

37番は、米麦・ブロッコリーの経営で、農地を借り受け、新規作物としてブロッコリーを導入し経営規模の拡大に取り組んでいきます。

38番は、米麦・露地野菜の経営で、農地の集積及び規模拡大を図るとともに、農業機械の能力増強、新規作物の導入、後継者の育成に取り組んでいきます。

39番は、果樹類の経営で、加温栽培による早期出荷及び品質向上やキウイフルーツの作付け拡大に取り組んでいきます。

14ページをお開きください。

40番は、施設イチゴ・果樹類の経営で、ミカンの施設化を行い、施設イチゴと併せてハウス栽培を経営の中心にする経営に取り組んでいきます。

41番は、施設イチゴの経営で、栽培技術の向上と販路拡大を図り、パソコンでのデータ処理による経営分析を行いコストの削減に取り組んでいきます。

42番は、露地野菜・水稻の経営で、農地の買い増しで経営規模の拡大を目指し、大型機械の導入によるゆとりのある農業経営に取り組んでいきます。

43番は、米麦・ブロッコリーの経営で、農地の借り受けで規模拡大を図り、適正な肥培管理を徹底し収量の増加と品質の向上に取り組んでいきます。

15ページをお開きください。

44番は、ブロッコリー・スイートコーンの経営で、生分解性マルチや簡易定植器等の導入により労力の軽減を図り、高単価が見込まれる時期の収穫に取り組んでいきます。

45番は、施設花き・露地花き・花木及びハウレンソウの経営で、優良品種の導入や作業性・収益性を考慮しながら作付け体系の改善を行い、また、定植機の導入や臨時雇用の活用による労力の軽減に取り組んでいきます。ここまでが再認定及び新規であります。46番から49番までは軽微な変更でありますことから、説明は省略させていただきます。

以上、議案第12号 農業経営改善計画の認定に係る意見について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号については、異議のない旨回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第12号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 議案第13号 高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

平成28年9月27日付けで高松市長から高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更にあたり農業委員会の意見を求められているものです。内容につきましては、農林水産課担当職員から御説明申しあげます。

寺川農林水産課主査 それでは、資料3の2枚目を御覧ください。1 高松市農業経営基盤強化促進基本構想につきましては、農業経営基盤強化促進法第6条により、市町村は、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標、農用地の利用集積に関する目標など、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めることができるとされており、平成7年3月に高松市農業経営基盤強化促進基本構想を策定しております。これまで、6回にわたり変更を行い、現在に至っております。

2 変更の概要は、（1）基盤法の一部改正に伴うものとして、呼称の変更で農業生産法人を農地所有適格法人に修正。香川県農業会議を一般社団法人香川県農業会議に修正したものでございます。（2）香川県農業・農村基本計画策定等に伴うものとして、県の新規就農者数の目標を120人から140人に上方修正。香川県果樹農業振興計画及び香川県酪農及び肉用牛生産の近代化計画と合わせて、経営指標を修正。農用地の利用集積に関する目

標における育成すべき効率的かつ安定的な農業経営について明文化したものでございます。

次に、3 変更の手順につきましては、基盤法第6条に基づき、基本構想を変更しようとするときは、あらかじめ、農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとし、農林水産省令で定めるところにより、県知事に協議し、その同意を得なければならない。また、基本構想を変更したときは、省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならないとなっております。手順については、今年中に変更するとなっておりますが、軽易な変更であります。関係法令の抜粋を次のページに搭載しております。次のページに、基本構想の変更案を掲載しております。変更箇所は文面中下線を引いており、内容の説明については、37ページ目から新旧対照表を掲載しておりますので御覧ください。

1 ページの1 農業の現状では、本市の農家1戸当たりの経営面積が51アールから52.3アールに変更しております。3 の新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を年間120人程度を140人に変更しております。次のページからは、果樹・野菜等の営農類型ごとの指標の変更でありますので、御覧になっていただきたいと存じます。次に13ページは担い手への農地利用の集積に関する目標であります。これまで、担い手の定義が明確でなかったものを、注記1に記載して明確化したものでございます。

また、シェアの目標を変更し、目標年次をおおむね10年先から平成35年に変更したものです。16ページからは、法律の改正に伴う呼称の変更でございます。

以上、議案第13号 高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見についてでございます。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。—— 御発言が無いようでありますので、議案第13号については、異議がない旨回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号については異議の無い旨回答することに決定いたしました。

続きまして、報告1 平成29年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見について、事務局の報告及び説明を求めます。

大井農政課長補佐 報告1 平成29年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見についてでございますが、10月5日に開催されました農政部会において決定されたものでございます。

資料4を御覧ください。

この意見につきましては、昨年度まで、旧農業委員会法第6条第3項に基づき、市長に提出しておりました高松市農業施策に関する建議に代わるもので、改正農業委員会法第38条第1項に基づき、28年度から市長に改善意見として提出するものです。

構成につきましては、昨年度は27の小項目を7つの大項目にまとめておりましたが、今

年度は、改正農業委員会法第6条第2項に掲げる農地等利用最適化推進の3つの項目、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」これに農業施策全般として「その他の施策」を加えた4つの大項目にまとめており、小項目数は、昨年度の27項目から3項目を廃止し、新たに5項目を加えた29項目で、「担い手への農地利用の集積・集約化」が5項目、「遊休農地の発生防止・解消」が10項目、「新規参入の促進」が8項目、「その他の施策」が6項目となっております。

市長への提出につきましては、10月18日火曜日に、三笠会長を始め各役員さんにお集まりいただき、提出していただく予定でございます。

以上、報告1についての御説明を終わります。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。―― 御発言が無いようでありますので、報告2 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告及び説明を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料5の表紙を御覧ください。

平成28年9月9日から同年10月4日までのものであります。

まず、許可件数ですが、8月以前の農地部会議決分として4条が1件、5条が17件、9月農地部会議決分として4条が21件、5条が34件、合計で4条が22件、5条が51件です。

許可保留件数については、8月以前の農地部会議決分として4条は無く、5条が9件、9月農地部会議決分として4条が1件、5条が11件、合計で4条が1件、5条が20件です。

取下については、4条及び5条ともに有りませんでした。

次に、許可保留内容について御説明申しあげます。

2ページをお開きください。

4条関係の9月農地部会議決分といたしまして、7番が開発許可未了で許可保留になっております。

4ページを御覧ください。

5条関係の7月農地部会議決分といたしまして、4番と43番が直近造成工事未了により許可保留になっております。42番及び賃借権の1番が開発許可未了により許可保留となっております。

5ページをお開きください。

5条関係で、8月議決分の、1番・9番・26番・28番が、開発許可未了で、また、29番が道路工事承認未了により許可保留になっております。

6ページをお開きください。

7番・16番・17番が、開発許可未了で許可保留になっております。10番が直近造成工事未了により、11番が文化財保護法許可未了により許可保留になっております。

7ページをお開きください。

20番、27番、28番及び賃借権の2番が開発許可未了で許可保留になっております。また、賃借権の6番が道路工事承認未了により許可保留になっております。

最後に、資料の末尾を御覧ください。

農地法第18条第1項の許可について報告します。

2ページに渡り内容が記載されていますが、4月の農地部会で意見決定され、香川県へ進達されていた案件で、許可書写しのとおり農地法第18条第2項第1号該当により、9月30日付けで賃貸借の解除について許可されました。

以上で報告の御説明を終わります。

議 長 ただ今の報告及び説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成28年度第7回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後4時20分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員